

竹田市分別収集計画

平成 25 年 6 月 13 日

1 計画策定の意義

竹田市は、久住高原や白水の滝などの美しくみどり豊かな自然や風景、長湯の炭酸泉や竹田湧水群などの特色ある地域資源を活かしながら、個性的で自然と共生した住みやすい里づくりを目指し、廃棄物リサイクルなどによるごみの減量化や環境との調和に配慮した地球にやさしいまちづくりを進めている。

昨今の社会発展に伴い大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済のライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していくことが必要である。そのためには、社会を構成する住民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、責任を果たしていくことが重要である。

そのような中で、竹田市では循環型社会形成の推進を図るため、平成23年度に廃棄物リサイクル施設(リサイクルセンター)が完成し平成24年度から稼働している。これによって、ごみの減量化・資源化を進め、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル処理システムの構築を推進し、最終処分場への埋設を極力減らし、延命を図っている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、本計画の推進によりごみの発生を抑制すると共に、可能な限り資源としての再生再利用を積極的に進め資源循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・住民・事業者・行政が一体となった、容器包装廃棄物の発生抑制・減量化を基本とした地域社会づくり
- ・住民・事業者・行政が一体となった、リサイクル型の地域社会づくり
- ・住民・事業者・行政が一体となった、衛生的で安全、快適な地域社会づくり

3 計画期間

本計画の計画期間は平成26年4月から平成30年3月(5年間)【3年ごと見直し】

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	1,593t	1,569t	1,545t	1,522t	1,499t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、分別に対する啓発を実施し十分な周知期間をおき市民、事業者のごみ処理に対する意識を深める。

また、廃棄物減量等推進審議会を設置するとともに、廃棄物減量等推進員によるリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会など、あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、リサイクルの必要性を理解させるため、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発教育・指導活動に積極的に取り組む。

- ・ 過剰包装の抑制

スーパーマーケットや 小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・ 買い物袋（マイバッグ）持参の奨励、販売包装の有料化

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の奨励やレジ袋等の 容器包装の有料化について平成21年6月より一部でレジ袋の無料配布の中止により買い物袋（マイバック）が普及している。平成24年度の竹田市マイバック持参率は、85%前後であるが、今後も市民、事業者に対し十分な普及啓発、指導を行ったうえで、今以上小売店での容器包装の使用の抑制を推進する。

- ・ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、竹田市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） 主として段ボール製の容器	飲料用紙パック・段ボール ・それ以外の紙製容器包装
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食器 トレイ(以下「白色トレイ」と表 記) ペットボトル・白色トレイ 以外のプラスチック製容器包装
-----------------------------	---

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

分別収集をする容器 包装廃棄物の種類	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
主としてスチール製の 容器	31.84t		31.36t		30.89t		30.43t		29.97t	
主としてアルミ製の容 器	31.3t		30.9t		30.4t		29.9t		29.5t	
無色のガラス製容器	(合計) 19.9t		(合計) 19.6t		(合計) 19.4t		(合計) 19.1t		(合計) 18.8t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 19.9t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 19.6t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 19.4t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 19.1t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 18.8t
茶色のガラス製容器	(合計) 29.5t		(合計) 29.1t		(合計) 28.6t		(合計) 28.2t		(合計) 27.8t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 29.5t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 29.1t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 28.6t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 28.2t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 27.8t
その他のガラス製容 器	(合計) 28.7t		(合計) 28.3t		(合計) 27.9t		(合計) 27.5t		(合計) 27.0t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 28.7t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 28.3t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 27.9t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 27.5t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 27.0t
主として紙製の容器で あって飲料を充てんする ためのもの(原材料とし てアルミニウムが利用さ れているものを除く。)	0.79t		0.78t		0.77t		0.76t		0.75t	
主として段ボール製 の容器	153.08t		150.78t		148.52t		146.29t		144.10t	
主として紙製の容器 包装であって上記以 外のもの	(合計) 3.80t		(合計) 3.74t		(合計) 3.68t		(合計) 3.62t		(合計) 3.57t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 3.80t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 3.74t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 3.68t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 3.62t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 3.57t
主としてポリエチレンテ レフタレート(PET)製の容 器であって飲料、しょうゆ 等を充填するためのもの	(合計) 45.0t		(合計) 44.3t		(合計) 43.7t		(合計) 43.0t		(合計) 42.4t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 45.0t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 44.3t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 43.7t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 43.0t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 42.4t
主としてプラスチック 製の容器包装であっ て上記以外のもの	(合計) 25.23t		(合計) 24.85t		(合計) 24.48t		(合計) 24.11t		(合計) 23.75t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 25.23t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 24.85t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 24.48t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 24.11t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 23.75t

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、下記のとおり現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期委託収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期委託収集	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期委託収集	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期委託収集	民間業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期委託収集	民間業者

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

平成24年4月より、新設のリサイクルセンターにて缶・ペットボトル及びプラスチック製容器包装は、選別保管した後、民間のリサイクル処理業者が運搬後、資源化する。

ガラス瓶類・紙製容器包装(段ボール以外)は、市の中継施設で種類別に一時保管した後、民間のリサイクル処理業者のリサイクル処理施設に運搬後選別し、資源化する。

段ボールは、市のリサイクルセンターで圧縮梱包し、一時保管した後、民間のリサイクル処理業者が運搬後、資源化する。

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- ・ 市民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、ごみ集積所の設置に対する補助金等の支援を行う。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。